

国際貿易投資研究所セミナー

国際商事紛争解決制度の進展

一国内経済社会の「安定」と対外関係の「攻勢」という政治経済情勢の中で、外国仲裁機関の中国国内仲裁の許容、外国判決の承認など司法面における国際化の現状

2022年7月26日

中央大学法学部教授 梶田 幸雄

主な内容

I 国内経済社会の「安定」と対外関係の「攻勢」

II 国際商事仲裁

- 1 中国自由貿易試験区における臨時仲裁
- 2 外国仲裁機関の中国国内における仲裁
- 3 国際商事仲裁制度改革の進展

III 外国判決の承認と相互主義

- 1 ハーグ判決条約の採択と相互の保証
- 2 外国判決の承認・執行可能性

I 国内経済社会の「安定」と対外関係の「攻勢」

習近平国家主席・党総書記は、「共同富裕」というスローガンを掲げ、今秋5年に一度の共産党大会に臨む。

(参考文献)

梶田幸雄「国内経済社会の“安定”と対外関係の“攻勢”—ロシアのウクライナ侵攻と共産党大会に向けた習近平氏の思考」世界経済評論（2022年7・8月号）

国内政策

(1) 愚民政策

その1つが、監視社会化の推進である。

中国共産党は「新時代の文明実践センター」と呼ぶ施設の建設活動を2018年に開始し、それを全土約500の都市や農村部の県に拡大している。市民は、監視されることに無頓着となり、政治へも無関心となりつつある。

(2) 共産党の力を誇示し、改革開放後に経済成長を成し遂げる原動力となった市場経済モデルを共産党主導モデルに転換しようとしている。

革新的憲法要素

(1)経済発展中心、(2)改革開放の堅持、(3)法による治国の実行、社会主義の法治国家の建設、(4)生産要素に応じた分配、(5)非公有制経済の発展、(6)社会主義市場経済の実行、(7)非公有制経済の合法的な権利と利益保護、(8)社会主義民主の発展、(9)人権の尊重と保障、(10)私有財産権保護、(11)公民の基本的権利に対する憲法保障の強化。

伝統的憲法要素

(1)統一的国家のイデオロギー、(2)一党による執政、(3)執政党の財産と国家の財産の不可分を基礎とする党国体制、(4)生産資財の公有制を基礎とする経済制度、(5)国有経済の国民経済における主導的地位、(6)労働に応じた分配制度、(7)公共財産の神聖不可侵、(8)人民代表大会制度、(9)民主集中制、(10)権力を制約されることのない政府の存在。

対外政策

中国の夢（＝習近平の夢）

2049年までに共産党革命百周年の2049年までに世界経済・軍事・政治のリーダーの地位をアメリカから奪取する。

西側の対中政策への対抗

米国による経済制裁に対しては直接的な対抗措置を講じている。

「外商投資法」 (20年1月1日施行)

「輸出管理規制法」 (20年10月17日公布, 同年12月 1 日施行)

21年6月には, 外国の法律及び措置の不当な域外適用の中国に対する影響を阻止するため, 「国家安全法」などの関連法に基づき「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」(反外国制裁規則)が施行された。

(参考文献)

梶田幸雄「中国のDX戦略とこれに対抗する西側諸国の経済制裁」国際貿易投資研究所調査報告シリーズ『中国デジタル・トランスフォーメーション戦略と他国間協力の可能性に関する研究』(No.124) 1-19 2022年2月

一方、司法分野においては、国際商事紛争解決制度で国際協調を積極的に進めようとしている。

例えば、法により沿線国当事者の仲裁判断の司法審査業務を強化し、国際商事海事仲裁の“一帯一路”建設における重要な機能を発揮することを促進するために、2015年7月に中国最高人民法院が「“一帯一路”建設のために司法サービスと保障を提供することに関する若干の意見」を発布している。

“一帯一路”構想が提唱されて以降、2016年から中国法院において外国判決の承認・執行が認容されるケースが現れ始めた。

2016年10月18日には、「一帯一路国際商事調停センター」(BNRMC)のオンライン調停システムが始まった。

Ⅱ 国際商事仲裁

1 中国自由貿易試験区における臨時仲裁 — 制度の概要と課題

中国自由貿易試験区において臨時仲裁（アドホック仲裁）制度が導入され、その運用が始まっている。

中国は、これまで国内における臨時仲裁には否定的であり、2016年12月30日に最高人民法院が「自由貿易試験区の建設のために司法の保障を提供することに関する意見」（法発〔2016〕34号）。

第9条

「自由貿易試験区内に登録した企業が、内地の地点、仲裁規則、仲裁人を特定して、紛争について仲裁を行う場合には、当該仲裁合意は有効と認める」

横琴自由貿易試験区臨時仲裁規則（2017年3月18日採択）

遼寧自由貿易試験区仲裁規則（2017年10月1日施行）

河南自由貿易試験区の鄭州仲裁委員会国際商事仲裁院でも2017年10月17日に事件を受理したことが伝えられている。

2017年9月には、中国互聯網（インターネット）仲裁連盟が「中国インターネット仲裁連盟臨時仲裁及び機関仲裁の結合規則」を発布。

臨時仲裁制度の中国における導入基礎が作られてきている。

2 外国仲裁機関の中国国内における仲裁 一 国際化に向けた司法解釈の変更と仲裁法改正案

1995年に施行された仲裁法の改正作業を始め、2021年7月30日に全国人民代表大会常務委員会の会議において中国共産党及び国務院弁公庁により「仲裁法（改正案）」が示され、パブリックオピニオンが求められている。

この仲裁法改正の論点の1つに、中国に設立された外国仲裁機関に中国国内における仲裁業務を許可するか否かという問題がある。この点については、実務の方が先行しており、すでに外国仲裁機関が中国国内（本土）で行った仲裁判断の承認・執行事例がある。

外国仲裁機関(ICC)による中国国内における臨時仲裁判断の認定状況の変化

事件名	涉外性	仲裁機関 /地	法院	判決 年	判決内容
Zublin事件（一審）	国際建設工事 請負	ICC/ad hoc上海	無錫中級法院	2004	外国仲裁判断と認定
Zublin事件（上訴審）	国際建設工事 請負	ICC/ad hoc上海	最高人民法院	2004	仲裁合意は無効
Mechel事件	国際貿易契約	ICC/ad hoc北京	廈門中級法院	2004	仲裁合意は有効。国内・外国 仲裁判断の言及なし
Duferco事件	国際貿易契約	ICC/ad hoc北京	寧波中級法院	2009	同上
BP Agnati事件	国際貿易契約	ICC/ad hoc上海	最高人民法院	2013	同上
ブレントウッド事件	国際貿易取引	ICC/ad hoc広州	広州中級法院	2020	涉外仲裁判断と認定

（出所）梶田幸雄「外国判決の承認と相互主義」法学新報 129巻1・2号（2022年8月発行予定）

3 国際商事仲裁制度改革の進展 仲裁法の改正 ～ 中国国内仲裁業務の開放と国際化

2015年11月，香港国際仲裁センター上海駐在員事務所が発足

2016年2月，ICC国際仲裁裁判所が上海自由貿易区に駐在員事務所設立

2016年3月，シンガポール国際仲裁センターが上海自由貿易区に駐在員事務所を設置

中国（上海）自由貿易試験区，中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区，中国（北京）自由貿易試験区は，外国仲裁機関が自由貿易区に業務機関を設立し，国際商事，海事，投資などの分野から生じた民商事紛争について涉外仲裁業務を行うことを許可する文書を発布。

深圳市に中国国内初の国際仲裁ビルが落成。
国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）、
世界銀行国際投資紛争解決センター（ICSID）、
ハーグ国際私法会議（HCCH）、
ICC国際仲裁裁判所（ICC-ICA）、
スイス商業会議所仲裁裁判所（SCAI）、
シンガポール国際調停センター（SIMC）などが、事務所開設の準備中。

Ⅲ 外国判決の承認と相互主義

1 ハーグ判決条約の採択と相互の保証

2019年7月に民商事に関する締約国の判決の他の締約国における承認・執行を規律する「外国判決の承認及び執行に関する条約」（ハーグ判決条約）が採択された。

現時点において新ハーグ判決条約に署名したのは、ウルグアイ、ウクライナ、ロシア、イスラエル、コスタリカである。また、欧州委員会は、2019年7月3日にEU28（英国を含む）を代表して、ハーグ判決条約への加盟準備を開始すると発表した。

外国判決の承認要件は、民訴法第118条の規定によるが、この4号に「相互の保証」が挙げられる。「相互の保証」の要件とは、当該判決をした外国裁判所の属する国（判決国）において、日本の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有する制度が取られていることを充足すべき要件として問うものである。

各国において、外国判決は、通常の場合にその国との二国間司法共助条約がない限り、又は相互主義（相互の保証）に基づいて過去にその国の裁判所が判決国の判決を承認・執行していることを申請者が証明できない限り、承認・執行されない。

2 中国の外国判決の承認・執行に関する動向

外国判決の承認状況

国・地域	数	事件数	中国における外国判決の承認				外国における中国判決の承認			
			合計	承認	拒否	その他	合計	承認	拒否	その他
条約なし	16	52	27	7	15	5	25	19	5	1
条約あり	8	20	20	11	9	0	0	0	0	0
合計		72	47	18	24	5	25	19	5	1

(出所) <https://www.chinajusticeobserver.com/a/list-of-chinas-cases-on-recognition-of-foreign-judgments> (2022年2月3日最終閲覧)

(参考文献)

梶田幸雄 「中国裁判所の国際司法共助：米中貿易摩擦下での”一帯一路”構想推進」 世界経済評論 第64(第10) 60-66 2020年1月15日

第1類型：二国間条約を締結している国

中国は、現在39カ国と民商事司法共助条約を締結し、このうち38の条約が発効している。この38条約のうち、ベルギー、シンガポール、韓国及びタイと締結した二国間条約においては判決の承認・執行に関する取決めはないが、他の34カ国と締結した二国間条約には判決の承認・執行に関する司法共助の取決めがある。

例えば、1987年に締結された「中国・フランス民商事に関する司法共助協定」、1991年に締結された「中国・イタリア民事司法共助条約」。

シンガポールは、中国と司法共助条約は締結していないが、両国の最高裁判所間で覚書が締結されている。この覚書に基づき、中国法院がシンガポール判決を承認した事件がある。

第2類型

二国間条約はないが相手国の判決を双方ともに承認した事例のある国。
米国、英国、ドイツ

(参考文献)

梶田幸雄「中国裁判所の国際司法共助：米中貿易摩擦下での”一帯一路”構想推進」世界経済評論 第64(第10) 60-66 2020年1月15日

第3類型

中国法院の判決の承認・執行を認容した事例のある国将来の事件で中国が互惠関係を確認するのを待っている国である。

これらの国の裁判所による判決は、前例がないためにある程度の不確実性はあるが、中国でも承認・執行される可能性が高いと考えられる。

これらの国には、オーストラリア、英国領ヴァージン諸島、カナダ、オランダ、ニュージーランド、イスラエルがある。

第4類型：中国との間で相互に判決の承認・執行事例がない国

日本、チャド、マレーシアがこれに含まれる。

日中間についてみると、中国においては、大連市中級人民法院が、1994年11月5日に日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した判決及び熊本地方裁判所玉名支部が下した債権差押並びに転付命令の承認・執行請求を相互の保証がないことを理由に拒否した判決があり、一方、日本においては、大阪高裁判決（平成15年4月9日）及び東京高裁判決（平成27年11月25日）が、中国判決について相互の保証要件が満たされていないとして執行を拒否したものがあある。

日中間では、相互の保証は確立されていない状況である。

（参考文献）

梶田幸雄「中国裁判所の国際司法共助：米中貿易摩擦下での”一帯一路”構想推進」世界経済評論 第64(第10) 60-66 2020年1月15日

日本の裁判所の考え方

名古屋地裁昭和62年2月6日判決は、「従前、西ドイツにおいては、日本との間には相互の保証がないとするのが通説的見解とされていたことが認められるが、右見解は単にその前例がないことを根拠とするのみで、確たる根拠に基づくものではない」として、ドイツとの相互の保証を肯定した。

その後も、東京地裁平成10年2月24日判決で「司法手続も国際化しつつある現在、日本の裁判所の判決を外国判決として承認した先例がないという理由を主な根拠として、日本の裁判所が、外国判決の執行分野で、率先して外国の裁判所に対して門戸を閉ざす結果となる解釈を、軽々に採用すべきものでもない。」として、ドイツ連邦共和国の会社が日本の会社に同国ベルリン宮廷裁判所の勝訴判決に対する執行判決を求め、これが認容された事件がある。

「王者は、徳を輝かして兵を觀さず」

オッペンハイム氏は、国際法の基礎、国際的な行為規範は、対外的な力によるということを述べている。すなわち、国際法を機能させるためには、国家間の共通の同意があり、力の均衡が保たれている状況が必要であるということである（オッペンハイム（広井大三訳）『オッペンハイム国際法』進明堂、1999年、22-27頁）。

陳独秀「もし資本主義社会の民主に反対したり、軽蔑したりする人がいるなら、これはマルクス主義ではなくて、ファシズムである。……民主はどれか一つの階級の概念ではなくて、人類が幾百年もの闘争によってやっと実現したものだ」（李銳（小島晋治編訳）『中国民主改革派の主張—中国共産党私史』岩波書店、2013年、145頁）。

(参考文献)

梶田幸雄「米国による経済制裁域外適用—AIDakaka Trading v. 福建鼎豊機電事件」法学新報 128(11・12) 1-28 2022年

梶田幸雄「中国自由貿易試験区における臨時仲裁—制度の概要と課題」JCAジャーナル 68(7) 9-14 2021年7月

梶田幸雄「外国判決の承認と相互主義」法学新報 129巻1・2号 (2022年8月発行予定)

梶田幸雄「中国法人間の紛争を中国国外で仲裁により解決する可能性(上)(下)」JCAジャーナル、第66(第8) 2019年8月、第66(第10) 2019年10月

国際貿易投資研究所 (ITI) 中国研究会